

## 佐賀県医療的ケア児等地域コーディネーター派遣実施要綱

(目的)

第1条 医療的ケア児等の支援に関する知識・経験のある医療的ケア児等コーディネーターを「佐賀県医療的ケア児等地域コーディネーター」(以下「地域コーディネーター」という。)として配置し、佐賀県医療的ケア児支援センター(以下「センター」という。)と連携しながら医療的ケア児等支援に係る総合調整を行うことで、地域においてよりきめ細やかな医療的ケア児等の支援を推進することを目的とする。

(地域コーディネーター)

第2条 地域コーディネーターは、県内の事業所等に所属する者のうち、以下の全てを満たす者から県が選定し、委嘱状を交付する。

- (1) 地域における医療的ケア児等支援に関する知識・経験を有する者
- (2) 佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了している者又は修了する見込みの者

第3条 地域コーディネーターの任期は、委嘱状を交付した日から翌3月31日までとする。

(用務内容)

第4条 地域コーディネーターは、以下の用務を行うものとする。

- (1) 個別支援における総合調整
  - ① 医療的ケア児の退院後の在宅生活への移行支援
  - ② 医療的ケア児が在宅生活を送る中で生じた個別相談対応
- (2) 地域との連携
  - ① センターが各市町において行う協議の場へ参加し、情報の把握や共有を行う。
  - ② 医療的ケア児等支援に関する各圏域の自立支援協議会の部会又はワーキンググループ等へ参加し、情報の把握や共有を行う。
- (3) 地域コーディネーター会議への参加
  - ① 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
  - ② 各圏域の困難事例について、事例検討を行う。

(4) 就学や就園に関する支援

- ① 就学や就園に関する支援は、センターを通じて佐賀県就園支援コーディネーターの派遣や県教育庁特別支援教育室との連携調整の上、支援内容を協議する。

(県への報告)

第5条 地域コーディネーターは、1か月ごとに従事した用務件数等について県へ報告するものとする。

(派遣等に係る費用)

第6条 地域コーディネーターの派遣等に係る費用については、次のとおり県から各地域コーディネーターに支払う。

- (1) 人件費：3,600円(1時間あたり)

地域コーディネーター用務に要した時間に基づき支払う。

通信による調整等に要した時間も対象とする。

- (2) 旅費：県の旅費規程に基づき算出される実費相当額

(守秘義務)

第7条 地域コーディネーターは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。地域コーディネーターを退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 地域コーディネーターの派遣等に係る庶務は、佐賀県健康福祉部障害福祉課が取扱う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーター派遣に関し必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年11月20日から適用する。